

(平成23年7月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 14 件

厚生年金関係 14 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成4年2月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月31日から4年2月1日まで

平成3年3月頃にA社の求人に応じたが、実際に配属されたのは、同社の関連会社であるB社であった。その後、同じくA社の関連会社であるC社及びA社に移ったが、配属が変更されるときも継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

厚生年金保険料は配属が変更される前後の期間と変わらず給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人について、B社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成4年2月1日の約1か月後の同年2月27日付けで、3年9月10日に当初記録されていた同年10月の標準報酬月額の定時決定の記録が取り消された上、遡って同年7月31日に当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨処理されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、平成3年7月31日にB社において被保険者資格を喪失したとされている、申立人を除く6人全員について、申立人と同様に、当初記録されていた標準報酬月額の定時決定の記録が取り消された上、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格の喪失が遡って処理され、このうちの一人は、同年11月5日に記録された、同年10月31日の資格喪失が取り消され、同年7月31日に被保険者資格を喪失した旨処理されているこ

とが確認できる。

さらに、申立人は、B社の商業登記簿により当該事業所の取締役等ではないことが確認でき、申立人及び同僚の供述から判断すると、申立人は社会保険事務に関与していなかったと推認できる。

加えて、B社、C社及びA社については、申立人及び当該3事業所の元役員の供述から判断すると、同一グループ会社であったものと推認できるところ、申立人は「A社の求人に応募したが、実際に配属されたのはB社だった。その後、会社の指示で、C社及びA社に移った。」と供述しており、申立人の3事業所間の異動は、同一グループ内における異動であったと考えられる上、申立人は各事業所での業務内容を具体的に記憶し、継続勤務についての記憶も明確であることなどから判断すると、申立期間において、申立人は継続して勤務していたことが推認される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）がこのような記録処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人のB社における資格喪失日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなり、申立人がA社において、厚生年金保険被保険者資格を取得している平成4年2月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の当初記録された標準報酬月額の定時決定の記録及び被保険者資格喪失処理前のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和59年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月1日から同年12月1日まで

日本年金機構の記録によると、A社に勤務した期間のうち、申立期間における厚生年金保険の被保険者の記録が無いことが分かった。昭和41年7月に入社以来、平成15年に退職するまで同社に継続して勤務しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びC社の回答から判断すると、申立人が、A社に継続して勤務し（昭和59年11月1日にA社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和59年12月の記録から38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が保管されておらず不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和38年3月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月27日から同年4月1日まで

私は、A社に昭和29年4月に入社し、平成14年6月30日まで継続して勤務した。しかし、同社C支店から同社本社へ異動になった申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が空白となっている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人の人事記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和38年3月27日にA社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和38年4月の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 130 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 10 月 26 日

申立期間において、A社に勤務し、支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が年金額の計算の基礎とならない期間として記録されているので、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が提出した平成 17 年 10 月 26 日に支給された賞与に係る賃金台帳、給与台帳及び賞与一覧表並びに申立人が所持する預金通帳の記載内容から、申立人は、130 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 2 月 10 日に、事業主から申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認できるところ、事業主は、「社会保険事務関係の書類の作成及び提出については顧問社会保険労務士に任せていたが、保険料の支払いについては当方で行っていた。しかし、当該保険料の支払いについては、支払ったかどうかの確認を行っていなかったのが不明であ

る。」と供述しているとともに、申立事業所が社会保険事務を委託している社会保険労務士は、「申立期間の健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書の被保険者氏名欄に、申立人の氏名が無いことから、事業主は申立期間の保険料を納付していないと考えられる。」と供述していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和56年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月31日から同年4月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、昭和56年3月末日までA社に勤務し、同年4月1日に同社の関連事業所であるB社に転勤となった時期であり、同年2月分から同年5月分までの給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人の妻が提出した昭和56年2月分から同年5月分までの給与明細書、及びA社の社会保険関係事務を管理しているC社の回答から判断すると、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務し(昭和56年4月1日にA社から同社の関連事業所であるB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和56年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録、及び申立人の妻が提出した昭和56年4月分の給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は、「グループ会社間の人事異動に伴い、当時の事務担当者が、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って記載したものと考えられる。」と回答しているとともに、同社が保管する申立人に係るA社における社会保険管理台帳によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は「56.3.31」と記載されていることが確認できる上、事業主が資格喪失日を昭和56年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人の申立期間のうち、昭和 37 年 10 月から 38 年 9 月までについては 3 万 3,000 円であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を 3 万 3,000 円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 5 月 7 日から 40 年 7 月 16 日まで

私の夫に係る厚生年金保険の被保険者記録のうち、A社B事業所に勤務していた昭和 23 年 5 月から 40 年 6 月までの標準報酬月額が低いことに納得できない。

当該事業所における私の夫の給与支給額は、約 6 万円から 7 万円であったと思うので、当時の給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 37 年 10 月 1 日から 38 年 10 月 1 日までの期間における標準報酬月額については、オンライン記録では 3 万円と記録されているところ、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、37 年 10 月 1 日の定時決定において、申立人の標準報酬月額は 3 万 3,000 円と記録されていることが確認でき、事業主は、当該期間について、3 万 3,000 円の標準報酬月額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ていることが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を 3 万 3,000 円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち、昭和 23 年 5 月 7 日から 37 年 10 月 1 日までの期間及び 38 年 10 月 1 日から 40 年 7 月 16 日までの期間について、被保険者名簿で確認できる、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人

とほぼ同時期に被保険者資格を取得したほぼ同年齢かつ同種別の複数の男性被保険者の標準報酬月額と比較して、申立人の標準報酬月額のみが特別に低額となっているような形跡は認められず、ほぼ同水準で推移していることが確認できる上、被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）の記録はオンライン記録と一致しており、申立人に係る標準報酬月額が遡って訂正されたことをうかがわせる記載も確認できない。

また、申立期間のうち、昭和 23 年 5 月 7 日から同年 8 月 1 日までの期間、26 年 8 月 1 日から 29 年 5 月 1 日までの期間、31 年 10 月 1 日から 35 年 5 月 1 日までの期間及び 38 年 10 月 1 日から 39 年 10 月 1 日までの期間について、被保険者名簿に記載された申立人に係る標準報酬月額は、当時の厚生年金保険法における標準報酬月額の最高等級額となっていることが確認できる。

さらに、法人登記簿の記録によると、A 社は昭和 46 年 4 月 3 日に株主総会の決議により解散し、平成 10 年 6 月 26 日に清算終了となっており、当時の賃金台帳等の資料は無く、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による控除について確認できない。

加えて、申立人は当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は所持しておらず、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間のうち、昭和 23 年 5 月 7 日から 37 年 10 月 1 日までの期間及び 38 年 10 月 1 日から 40 年 7 月 16 日までの期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在はB社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和21年5月18日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を420円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月18日から同年6月1日まで

昭和17年から終戦まで徴用され軍属として従軍していたが、A社D本社に在籍扱いで給与は同社から支給されていた。終戦になり20年8月にEで除隊し、その後21年5月10日にD県のE港に上陸した後、F県に所在した私の親戚の家で世話になり数日後にA社C支店へ復員の挨拶に行き、翌日から同社C支店に勤務した。

年金事務所の記録では、昭和21年5月18日付けで同行本社の厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年6月1日付けで同社C支店において同資格を取得しているため厚生年金保険の被保険者記録が途切れていることになっているが、A社に継続して勤務していたことは間違い無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務に関する詳細な供述、及び戦時中はG県において軍人として従軍していたとする同僚が「申立人は徴用されており、その間は休職扱いであったはずであり、復員後も中断無く継続してA社C支店に勤務しており、軍人であった私と同様に年金記録が継続していないとおかしいと思う。」と供述しているところ、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できることなどから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（A社本社から

同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社本社から同社C支店の異動日については、B社は、申立人に係る人事資料を保管しておらず確認できないが、申立人の詳細な供述及び申立人が提出した引揚証明書などから判断すると、申立人は昭和21年5月18日にA社D本社から同社C支店に異動したものと推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和21年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、420円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人に係る資料が無く、不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額（13万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準賞与額に係る記録を13万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月3日
② 平成15年9月1日から16年9月1日まで

申立期間①については、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されているので申立期間①における標準賞与額に係る記録を認めてほしい。

また、申立期間②については、実際支給されていた給与支給額よりも低い金額が記録されているので、申立期間②における標準報酬月額記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る標準賞与額について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①に係る標準賞与額については、申立人が提出した申立期間①に係る一時金支払明細書、及びA社から提出された平成15年度源泉徴収簿兼賃金台帳により確認できる、賞与総支給額及び保険料控除額から、13万5,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録によると、被保険者整理番号*において平成15年7月24日付けで申立期間①に係る標準賞与額の入力処理が一旦行われている

ものの、同年8月12日付けで当該健康保険番号に係る被保険者記録について同年5月31日に資格喪失した旨処理されていることに伴い、申立期間①に係る標準賞与額の記録が取り消され、同年8月12日付けで別の被保険者整理番号*において、同年5月31日に再度資格取得した旨処理されており、当該処理は申立人の定年再雇用に伴う手続が行われたことによるものであると推認される。ところ、A社担当者は、「申立人について、標準賞与額の入力処理が取り消されていることは知らなかった。」と回答していることなどから判断すると、A社は申立人が同年5月31日に当初の被保険者整理番号*とは別の被保険者整理番号*において厚生年金保険被保険者資格を再取得した際、同資格を再取得した後の被保険者整理番号で標準賞与額に係る届出を行っておらず、社会保険事務所（当時）は、当該賞与総支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間②に係る標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、申立人が提出した申立期間②に係る給料支払明細書、及びA社から提出された平成15年度並びに16年度源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「給料支払明細書等」という。）に記載された総支給額に見合う標準報酬月額は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できるものの、前述の給料支払明細書等に記載された厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を下回っていることが確認できる。

また、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、事後訂正の結果、平成19年10月から20年1月までは20万円、同年2月から21年8月までは32万円に訂正されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間①の標準報酬月額に係る記録のうち、19年10月及び同年11月は20万円、同年12月から21年3月までは32万円、同年4月は11万8,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額については、平成20年6月10日は20万8,000円、同年12月19日は27万9,000円で記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録について、同年6月10日は12万6,000円、同年12月19日は14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①から③までの期間に係る、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年10月1日から21年9月1日まで
② 平成20年6月10日

③ 平成 20 年 12 月 19 日

A 事業所の事業主によると、平成 19 年 6 月（平成 19 年 7 月 10 日支給）及び同年 10 月（平成 19 年 11 月 10 日支給）の昇給に伴い、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を年金事務所に提出したが、当該届書は報酬月額の改定月から 2 年以内に提出されておらず、年金額に反映されないとのことである。

また、平成 20 年 6 月 10 日及び同年 12 月 19 日に支給した賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても、賞与支払日から 2 年以内に事業主から提出されておらず、年金額に反映されていないとのことである。

事業主を代理人として申し立てるので、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 オンライン記録によれば、申立人の申立期間①における標準報酬月額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 3 月 28 日に、19 年 10 月から 20 年 1 月までは 20 万円、同年 2 月から 21 年 8 月までは 32 万円に訂正されているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされている。

しかしながら、申立事業所が所持する申立期間①に係る賃金台帳から、申立人は、当該期間のうち、平成 19 年 10 月から 21 年 4 月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立人は申立期間①の標準報酬月額が相違していることについて申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成 19 年 10 月から 21 年 4 月までの期間における標準報酬月額は、賃金台帳において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料の控除額から、19 年 10 月及び同年 11 月は 20 万円、同年 12 月から 21 年 3 月までは 32 万円、同年 4 月は 11 万 8,000 円に訂正することが妥当である。

- 2 オンライン記録によれば、申立人の申立期間②及び③における標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年

3月28日に、20年6月10日は20万8,000円、同年12月19日は27万9,000円に訂正されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、申立事業所が所持する申立期間②及び③に係る賃金台帳から、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料額を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る記録が年金給付に反映しない記録とされていることについて申し立てているが、特例法に基づき標準賞与額を決定又は改定し、これに基づき訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額それぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、平成20年6月10日は12万6,000円、同年12月19日は14万2,000円に訂正することが妥当である。

3 申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年3月28日に、申立てに係る標準報酬月額及び標準賞与額に関する届書を年金事務所に提出しており、申立てに係る報酬月額変更届、報酬月額算定基礎届及び賞与支払届について、提出が遅れたことを認めていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間①（平成21年5月から同年8月までの期間を除く。）の標準報酬月額及び申立期間②及び③の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

4 一方、申立期間①のうち、申立人が休業したとする、平成21年5月から同年8月までの期間については、申立事業所が所持する賃金台帳から、申立人の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できず、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年12月1日から10年10月1日までの期間及び11年12月1日から18年11月21日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、9年12月から10年9月までは36万円、11年12月から12年11月までは41万円、同年12月から13年11月までは38万円、同年12月から14年11月までは36万円、同年12月から15年11月までは41万円、同年12月から17年8月までは38万円、同年9月は36万円、同年10月及び同年11月は38万円、同年12月から18年10月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月2日から18年11月21日まで

「ねんきん定期便」により、勤務していたA社に係る標準報酬月額が、記憶している給与総支給額より低く記録されていることに気付いた。給与振込額が記載された預金通帳の写しを提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成9年12月1日から10年10月

1日までの期間及び11年12月1日から18年11月21日までの期間については、同僚が平成18年10月分に係る未払い賃金の回収を依頼した弁護士から提出を受けたA社に係る平成18年分賃金台帳、申立人が所持する13年1月から18年9月までの期間に係る給与振込口座の写し、B市C区から提出を受けた13年から18年までの所得に係る確定申告書の写し並びにB市D区から提出を受けた10年の所得に係る給与支払報告書による台帳（写）及び12年の所得に係る確定申告書による台帳（写）（以下「確定申告書の写し等」という。）から確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、9年12月から10年9月までは36万円、11年12月から12年11月までは41万円、同年12月から13年11月までは38万円、同年12月から14年11月までは36万円、同年12月から15年11月までは41万円、同年12月から17年8月までは38万円、同年9月は36万円、同年10月及び同年11月は38万円、同年12月から18年10月までは30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の確定申告書の写し等で確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が、申立期間について長期間にわたり一致していない上、平成16年度及び17年度の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届並びに申立人の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届により、事業主が申立人について届け出た報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致していることから、事業主は、前述の確定申告書の写し等で確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成10年10月及び同年11月の標準報酬月額については、前述の確定申告書の写し等から推認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録で確認できる標準報酬月額を上回らないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、平成6年5月から9年11月までの期間及び10年12月から11年11月までの期間の標準報酬月額については、オンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなど、不自然な形跡は確認できない上、当該期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が当該期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月31日から同年4月1日まで

昭和39年9月にA社に入社して以来、同社及び同社のグループ会社に継続して勤務し、平成5年9月に定年退職した。年金事務所の記録では、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないが、当該期間においても、給与から厚生年金保険料が継続して控除されていた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の現在の年金事務担当責任者は、「申立人がA社からB社へ昭和55年4月1日付けで移ったのは、グループ会社間の異動であり勤務は途切れていない。」と供述している。

また、A社は、厚生年金保険料の控除については、申立期間当時、当月控除であったとしているところ、当該事業所が保管する申立人に係る昭和55年3月の給与明細書において、標準報酬月額32万円に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、A社及び同社のグループ会社であるB社に継続して勤務し（昭和55年4月1日に、A社からB社に移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和55

年3月分の給与明細書から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の喪失年月日欄が訂正された事跡を確認できるとともに、事業主は「納付したかは不明である。」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和39年2月6日、同資格の喪失日は42年10月1日であると認められることから、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和39年2月から42年9月までの標準報酬月額については、2万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年頃から42年頃まで

B市にあったC社又はD社の下請事業所において、E担当として勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったところ、年金事務所からの連絡により、一部期間について、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が判明した。

申立期間後にF社において勤務を開始するまで、A社において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容等に係る申立人の具体的かつ詳細な供述から判断すると、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

また、申立人は「C社又はD社の下請事業所で、生年月日を2歳年上と偽りE担当として勤務した。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と生年月日が一部相違するものの、申立人と同姓同名で、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の被保険者記録（資格取得日は昭和39年2月6日、資格喪失日は40年10月20日）が確認できる上、オンライン記録においても、申立人と同姓同名で生年月日も一致する（当初、生年月日は被保険者名簿と同様に昭和18年*月*日と記録されていたが、平成22年9月6日付けで20年*月*日に訂正処理が行われてい

る) 基礎年金番号に統合されていない同社に係る厚生年金保険の被保険者記録(資格取得日は昭和 39 年 2 月 6 日、資格喪失日は 40 年 10 月 20 日)が確認できる。

さらに、日本年金機構は、前述の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の被保険者記録は同一のものであること、及び申立人の記録であることを認めていることなどから、申立人は、昭和 39 年 2 月 6 日から 40 年 10 月 20 日まで A 社における厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

加えて、前述の被保険者名簿では、申立人は昭和 40 年 10 月 20 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、資格喪失後の 41 年 10 月及び 42 年 10 月に定時決定が行われていることが認められる上、備考欄に一部判読が困難な箇所があるものの、同欄に「喪失年月日記入漏れ」の記述が確認できる。

また、申立人は、「F 社に勤務するまで A 社に勤務していた。」と供述しているところ、F 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和 42 年 10 月 1 日となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 39 年 2 月 6 日に A 社における厚生年金保険の被保険者資格を取得し、42 年 10 月 1 日に喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認められる。

なお、昭和 39 年 2 月から 42 年 9 月までの標準報酬月額については、今回統合する申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和35年5月1日、同資格の喪失日は36年8月18日であると認められることから、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、昭和35年5月1日から36年8月18日までの標準報酬月額については、5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年7月から38年8月まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る具体的な供述及び同僚の供述等から判断すると、申立期間のうち、少なくとも昭和34年7月から36年8月18日までの期間について、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

また、適用事業所名簿によれば、A社は昭和35年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同日に申立人を含む21人が厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが認められるが、その後、36年8月18日に同社に係る厚生年金保険の適用が新規適用日である35年5月1日に遡って取り消され、同時に、申立人を含む21人に係る厚生年金保険の被保険者資格が取り消されていることが確認できる。日本年金機構B事務センターは、「適用取消処理を行った理由については、当時の届出や資料で現存するものが無いため不明である。」と回答している。

しかしながら、適用事業所名簿及び前述の被保険者名簿によれば、同社は、新規適用日（昭和35年5月1日）から新規適用取消の処理日（昭和36年8月

18日)までの期間について、業種は製造業であること及び被保険者数は21人であることが確認できることから判断すると、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、厚生年金保険法上、強制適用事業所に該当する事業所について、その適用を取り消す行為は、事実上即した訂正処理ではなく、不合理な処理であると認められる。

これらを総合的に判断すると、A社の新規適用の取消及び申立人の厚生年金保険被保険者資格取得の取消に係る処理は有効なものとは認められず、同社に係る厚生年金保険の適用日及び申立人の資格取得日は当初の記録どおり昭和35年5月1日であり、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日及び申立人の資格喪失日は、いずれも同社に係る適用の取消及び申立人に係る被保険者資格の取消の処理が行われた36年8月18日であると認められる。

なお、申立期間のうち、昭和35年5月1日から36年8月18日までの標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、5,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和34年7月から35年5月1日までの期間、及び36年8月18日から38年8月までの期間については、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないため、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和44年2月12日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月12日から同年4月12日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する厚生年金保険被保険者証、厚生年金基金加入員証、B厚生年金基金加入員台帳及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の記録から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録では、申立人の資格取得日は昭和44年4月12日と記録されているものの、前述の厚生年金基金加入員台帳等において確認できる資格取得日は同年2月12日となっており、B厚生年金基金は、「申立期間当時、社会保険事務所（当時）及び厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用していたと思われる。」と回答していることから判断すると、当該厚生年金基金に提出されたものと同一のものを社会保険事務所に届け出していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和44年2月12日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るB厚生年金基金加入員台帳の昭和44年2月の記録から2万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者であったとは認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年10月1日まで

日本年金機構に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社（現在は、B社）C事業所に勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。

しかし、昭和17年6月1日にD担当として同社E事業所に入社しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社C事業所から提出された社員台帳により、申立人が昭和17年4月1日にA社C事業所に入社し、19年11月29日に退社したことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険法の前身である昭和17年1月に施行された労働者年金保険法における被保険者は、工場や炭坑など一定の業種の事業所に使用される男子労働者（一般職員を除く。）と定められていたところ、前述の社員台帳に「F業務」との記載が確認できることなどから判断すると、申立人は一般職員であり、労働者年金保険の対象外の職種であったと考えられる。

また、A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、昭和19年6月1日に厚生年金保険法が施行され、被保険者の範囲が拡大されたことにより、申立人が同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことを表す「改」の記載が確認できることから判断すると、申立人は、労働者年金保険の被保険者ではなかったものと認められる。

さらに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿、前述の被保険者名簿及び被保険者台帳において、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、昭

和 19 年 6 月 1 日と記載されているが、同日に施行された厚生年金保険法では、同年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間については、同法の適用準備期間であり、保険料の徴収は行われていないことから、厚生年金保険の被保険者期間に算入しない期間である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月頃から41年2月1日まで

昭和40年4月頃にA社B支社C事業所に入社したが、年金事務所の記録では、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日が、41年2月1日となっている。

しかし、昭和41年2月23日にA社から授与された「昭和40年第3・四半期」の成績優秀者を表彰する賞状があり、厚生年金保険の被保険者資格を取得する以前から勤務していたことの証拠となると思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社から授与された「昭和40年第3・四半期」の成績優秀者を表彰する賞状を所持していることから判断すると、当該期間については、同社B支社C事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和41年2月1日と記録されており、申立人の申立期間に係る被保険者記録は確認できない上、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において確認できる被保険者資格の取得日と一致する。

また、A社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の控には、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和41年2月1日と記載されており、前述の被保険者名簿及び被保険者記号番号払出簿の記録と一致する。

さらに、申立人は、A社B支社C事業所においてD業務に従事していたと供述しているところ、事業主及び前述の被保険者名簿で被保険者記録が確認で

きる複数の同僚は、D業務に従事する者については、試用期間が数か月間設けてあり、その間は厚生年金保険に加入していなかったと回答し、同僚の一人は、当該試用期間経過後に一定の成績を収めた場合には、厚生年金保険に加入となる旨の供述をしていることから判断すると、当時、事業主は、必ずしも全ての従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人のおける申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 8 月 1 日まで
② 平成 5 年 10 月 1 日から 6 年 10 月 1 日まで
③ 平成 8 年 10 月 1 日から 9 年 10 月 1 日まで

年金事務所の記録では、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間①の標準報酬月額は 11 万 8,000 円と記録されているが、当時は私の長男が産まれて間もない時期であり育児費用が掛かっていたので給与支給額が下がったとは考えられず、報酬月額は 13 万円であると思われる。

また、C社に勤務していた申立期間②及び③の標準報酬月額は、共に 22 万円と記録されており、当該各申立期間直前の標準報酬月額と比べて低額となっている。しかし、平成 5 年から 6 年頃までは、私の長男と長女がそれぞれ大学と高等学校に進学した時期であり、給与支給額が下がってれば生活苦となり、私の妻と共働きをしなければならなかったはずであり、申立期間②及び③の報酬月額は、共に 24 万円であると思われるので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の申立期間①における標準報酬月額は、B社が保管する厚生年金保険被保険者台帳の記録とA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録はオンライン記録と一致している上、前述の被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は見られない。

また、企業年金連合会が保管する申立人の申立事業所に係る厚生年金基金の加入記録において、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額はオンラ

イン記録上の標準報酬月額と一致している。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人と同様に、昭和50年10月の定時決定に係る標準報酬月額の記録が、申立期間①直前の期間よりも低額である被保険者が複数確認できるとともに、当該被保険者の標準報酬月額は申立人と同様に推移しているなど、申立人の標準報酬月額のみが特に不自然である事情はうかがえない上、申立人と同時期に、申立事業所に勤務していた同僚のうち、連絡が取れた6人は「私の標準報酬月額の記録は誤っていない。」旨回答しており、申立内容を裏付ける供述等は得られない。

加えて、申立人は申立期間①における標準報酬月額の相違について申立てているが、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料はなく、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②及び③について、オンライン記録において、申立人と同様に、平成5年10月及び8年10月の定時決定に係る標準報酬月額の記録が、申立期間②又は③直前の期間よりも低額である被保険者が複数確認できるとともに、当該被保険者の標準報酬月額は申立人と同様に推移しているなど、申立人の標準報酬月額のみが特に不自然である事情はうかがえない上、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなど不自然な点は見られない。

また、オンライン記録によると、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、元事業主は「当時の関係資料が無く、両申立期間における申立人の報酬額及び厚生年金保険料の控除額については不明。」と回答している上、申立人と同時期に、申立事業所に勤務していた同僚のうち、連絡が取れた5人は「私の標準報酬月額の記録は誤っていない。」と供述しており、申立内容を裏付ける供述等は得られない。

さらに、申立人は両申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 8 月 1 日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」を確認したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給された給与支給額より低い金額で記録されていることが分かった。

申立期間の約1年前に、姓の変更を2回行ったことが、申立期間に係る標準報酬月額が低い金額で記録された原因であると思う。

私が所持している給料支払明細書により、オンライン記録の標準報酬月額を上回る金額に見合う給与が支給されていることが確認できるので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記の額がオンライン記録を上回る場合である。

一方、申立期間のうち、昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 2 月 1 日までの期間及び同年 3 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、申立人が所持する当該期間に係る給料支払明細書により、給与月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、当該期間に係る厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標

準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和 41 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間については、申立人は、当該期間に係る給料支払明細書等の資料は所持しておらず、B社に照会しても、「賃金台帳等の資料は保管していない。」と回答していることから、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料を得ることができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間直前に、姓の変更を 2 回行ったことが申立期間に係る標準報酬月額が低い金額で記録された原因である旨を主張しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の旧姓及び現在の姓とともに、姓の変更を行った日付が記載されていることから判断すると、申立期間当時、社会保険事務所（当時）において、いずれの姓における記録も申立人のものとして記録管理されていたことがうかがえる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月1日から42年2月1日まで
年金事務所の記録では、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間について厚生年金保険の脱退手当金を受給したとされている。
脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金について、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和42年3月22日に支給決定されたことが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さは見られない。

また、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるが、当該未請求の被保険者期間と申立期間に係る被保険者期間とは、別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されており、当該未請求の被保険者期間は4か月と短期間であることから、申立期間の脱退手当金が請求された当時、社会保険事務所（当時）では、請求者からの申出が無い場合、別の記号番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられる上、各被保険者期間の事業所を管轄する社会保険事務所はそれぞれ異なっていることから、支給されていない被保険者期間が存在することに事務処理上の不自然さはいふことができない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月 1 日から平成 7 年 4 月 1 日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」を確認したところ、A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給された給与額より低い金額で記録されていることが分かった。

A社に就職した時は交通費を含め9万円程度、退職時には25万円程度の給与が支給されていた上、私自身がB担当であったこともあり納得いかなので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の離職時の賃金日額は「離職の日直前6か月の給料÷180」で計算されると定められているところ、雇用保険支給台帳によれば、申立人の離職時の賃金日額は5,000円と記録されていることから判断すると、離職票における退職日直前6か月に係る平均の賃金月額が15万円であったことがうかがえ、当該賃金月額は、オンライン記録上の申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日における標準報酬月額（15万円）と符合する。

また、A社は、「申立期間当時の賃金台帳及び社会保険関係の届書等の関連資料は保管していない。社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していた。」と回答している上、申立人から、「関係者に対するこれ以上の調査を希望しない。」旨の申出があったことから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料を得ることができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、昭和52年2月1日の資格取得から62年10月の定時決定までの記録が記載されているところ、当該期間に係る申立人の標準報酬月額について、当該被保険者名簿の記録

とオンライン記録は一致している上、オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に遡って訂正が行われた形跡はうかがえない。

加えて、申立人が、申立期間において、その主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月から 39 年 3 月 10 日まで

申立期間は、A事業所に住み込みで勤務していた。給与からは、食事代と保険料が控除されており、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間中における複数の書類に記載された申立人の住所は、全て商業登記簿において確認できるA事業所の所在地と一致している上、当該事業所の現在の事業主は、「申立人がいたことは憶えている。申立人が記憶する同僚3人についても、名前に憶えがある。」と回答していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所の現在の事業主は、「当社は、法人組織にはなっているものの、当初から家族で経営しており、個人事業のような会社であるため、厚生年金保険に加入したことは全く無い。」と回答しているところ、適用事業所名簿及びオンライン記録においても該当事業所名は見当たらず、A事業所について、設立（昭和28年4月27日）以降、現在に至るまで、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、A事業所の現在の事業主は、「申立人に係る厚生年金保険料については、そもそも厚生年金保険に加入していないので、申立人の給与から控除することは考えられない。」と回答しているところ、当該事業所においては、申立期間当時の資料は残っていない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料

も無い。

さらに、申立人が記憶する同僚のうち二人は姓のみの記憶であるため当該同僚を特定することはできないが、残る一人について確認したところ、オンライン記録等からA事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3771

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月 5 日から 48 年 3 月 1 日まで
② 昭和 48 年 3 月 1 日から 58 年 8 月 1 日まで

A社に勤務していた両申立期間に係る標準報酬月額が、給与明細書における給与支給総額と相違しているので、両申立期間における標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社B本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致している上、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できないほか、申立人が提出したA社B本社人名表別表（昭和 38 年作成）において、申立人と同一欄に記載されている同僚 6 人のうち、申立期間①における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 4 人の標準報酬月額を確認したところ、申立人とほぼ同様に推移していることが認められることから判断すると、当該期間における申立人の標準報酬月額が特に不自然である事情はうかがえない。

また、A社は、「申立人に係る給与明細書及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している。

さらに、申立人は、昭和 38 年 10 月 5 日から 43 年 8 月 31 日まではA社においてC業務員であったと主張しているところ、申立人が提出したC業務契約書（昭和 38 年 10 月 5 日付け）によれば、A社B本社と申立人の間において、申立人の業務に対し賃金が支払われていたことが確認できる。

加えて、申立人及びA社が提出した申立人に係るC業務員労働契約書（昭

和 42 年 4 月 1 日付け及び 43 年 4 月 1 日付け) 及び同付属書において確認できる C 業務員手当等から判断すると、前述の被保険者名簿の記録が特に不自然であるとまでは認められない上、申立人が提出した昭和 42 年分給与所得の源泉徴収票により試算した報酬月額及び厚生年金保険料控除額からは、当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく保険料を超える厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていたとまでは認められない。

また、申立期間①のうち昭和 38 年 10 月から 44 年 2 月までの期間について、申立人から当該期間に係る給与明細書等が提出されていないことから、当該期間における給与支給額及び社会保険料控除額は確認できない。

さらに、申立期間①のうち昭和 44 年 3 月から 45 年 7 月までの期間について、申立人が提出した当該期間に係る給与明細書では、オンライン記録上の標準報酬月額を超える給与が支給されていたことは確認できるものの、厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料を合算した額が社会保険料として表示されていることから、当該金額の内訳等を試算したところ、申立人の給与からオンライン記録上の標準報酬月額に基づく保険料を超える厚生年金保険料が控除されていたとまでは認められない。

加えて、申立期間①のうち昭和 45 年 8 月から 46 年 10 月までの期間及び 47 年 8 月から 48 年 2 月までの期間について、前述の被保険者名簿に記載された標準報酬月額は、当時の厚生年金保険法における標準報酬月額の最高等級額となっていることが確認できる。

また、昭和 46 年 11 月から 47 年 7 月までの標準報酬月額については、同年 11 月から、当時の厚生年金保険法における標準報酬月額等級区分が変更になったところ、申立人が提出した 46 年 5 月から同年 7 月までの給与明細書から確認できる給与支給額に基づく標準報酬月額が決定されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、A 社 C 本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致している上、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

また、A 社は、「申立人に係る給与明細書及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している。

さらに、申立期間②のうち昭和 48 年 3 月から同年 10 月までの期間、49 年 8 月から 51 年 7 月までの期間、及び 52 年 10 月から 58 年 7 月までの期間について、前述の被保険者名簿に記載された標準報酬月額は、当時の厚生年

金保険法における標準報酬月額の高等級額となっていることが確認できる。

加えて、申立期間②のうち昭和 48 年 11 月から 49 年 7 月までの期間について、申立人が提出した当該期間に係る給与明細書では、オンライン記録上の標準報酬月額を超える給与が支給されていたことは確認できるものの、厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料を合算した額が社会保険料として表示されていることから、当該金額の内訳等を試算したところ、申立人の給与からオンライン記録を超える厚生年金保険料が控除されていたとまでは認められない。

また、申立期間②のうち昭和 51 年 8 月から 52 年 9 月までの期間について、申立人が提出した 51 年 8 月及び同年 9 月の給与明細書に表示されている「厚保ランク」は、オンライン記録における標準報酬月額の等級と一致していることが確認できるほか、同年 10 月から 52 年 4 月までの期間における給与明細書に係る給与支給総額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる上、51 年 10 月から 52 年 9 月までの標準報酬月額については、申立人が提出した 51 年 5 月から同年 7 月までの給与明細書から確認できる給与支給額に基づく標準報酬月額が決定されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、両申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。